



平成21年11月13日
内閣府（防災担当）

「事業継続計画策定促進方策に関する検討会」（第5回） 議事概要について

1. 検討会の概要

日時：平成21年10月27日（火） 10:00～11:50

場所：グランドアーク半蔵門 4階「富士西」

出席者：大林座長、宇佐美、加賀谷、角野、田中、傳田、成田、野田、細坪、丸谷、望月、本山、渡辺の各委員（五十音順、敬称略）

2. 議事概要

事務局から前回議事概要、事業継続ガイドラインの改定事項案、BCP取組事例の提供の方向性及び事業継続計画策定推進方策に関する中間的な整理状況の説明を行い、それぞれの内容についてご議論頂いた。委員からの主な意見は以下のとおり。

【「事業継続ガイドライン」の改定事項（案）について】

- BCP策定の対象とするビジネスリスクは、あくまで「事業継続の取組みが有効なリスク」について、地震、水害、テロなど、突発的に被害が発生するタイプと、新型インフルエンザ、水不足、電力不足など段階的かつ長期間に渡り被害が継続するタイプのリスクに分けたということが分かるように記載すべきである。
- ガイドライン第一版策定当時には、まずはBCPのイメージを掴んでもらうために最初の方にイメージ図を示したという経緯を踏まえるとともに、特に必要な部分にも改めてイメージ図を掲載することで、より分かりやすい構成とする方がよいのではないか。
- 脚注のイメージ図は、段階的かつ長期間にわたり被害が継続するタイプのリスクについてのものであり、例えば、新型インフルエンザについての具体的な内容は他のガイドラインによるという整理で適当である。
- 監査を行うまでに取組が至っていない企業もあることから、そのような企業にも馴染む「点検」という表現を使いつつ、その結果等を経営者に報告されなければならない旨を記載するほうが良い。

【BCP取組事例の提供の方向性について】

- BCPの取組事例の情報提供は進んでおらず、今後このような取組は特に中小企業に対して有益と思われる。

- 収集された事例は、随時情報公開していくことが望ましい。
- 根幹的ではないマニュアルなどの文書を集めるということではなく、計画の根幹的部分の事例の方を収集するほうが良い。
- 社内の策定体制や策定プロセスなど実際の取組が分かる情報だとなお良い。
- BCP を策定するための前提条件の情報を併せて示すべきである。
- 事例情報を参照する企業に誤解を与えないよう、事例情報のレベル（ベストプラクティスなのか標準的な取組なのか）には留意する必要がある。
- 企業にとっては、特に同業他社の取組事例に対するニーズがあるのではないかと。
- BCP の策定時・運用時に企業がどのような壁にぶつかり、どのように解決したかというノウハウに関する事例や被災時に BCP が機能しなかった失敗事例なども有益である。
- 情報を提供する企業の個別・具体的な経営上の情報がそのまま出ないように十分配慮するなど、情報収集の手法を検討すべき。
- 既存の防災マニュアルに記載されている対策でも、BCPとして有益な事例であれば取上げるべきである。

【事業継続計画策定促進方策に関する中間的な整理状況について】

- 地震防災戦略の目標値は、当時の米国の状況に追いつくことを目指した設定値であり、海外の状況については当時と変わっている可能性がある。また、目標設定は地震防災戦略で定められた特に地震リスクの高い地域のみが対象となっていることに留意する必要がある。
- 「Ⅲ. 3. 具体的な課題状況」には、内閣府調査で問題点・課題とした事項のうち、「BCPの専門的・実践的な内容に関わるもの」の中で、「BCP策定に必要なノウハウ・スキルがない」という部分が51.0%と他の選択肢と比し高いことは、そうした課題認識を持つ企業が多いことを表していると思われるので、その旨記載すべきである。
- 特定非営利活動法人事業継続推進機構（BCAO）では、既に地方公共団体からの依頼を受け様々な地域的取組みを支援しており、進んだ取組もある。英国の事例だけでなく、国内での先進的な取組事例も参考に他地域に展開する必要がある。
- 現在、国内外を問わず各地域において、訓練など企業や地方公共団体が参加する取組が行われているので、さらに他地域に展開していく取組が必要である。

【その他】

- BCP策定促進に関する議論が進むにつれ、企業規模や業種によりBCPの捉え方が異なることなどが明確になっており、その対応策を個別に検討していく事が重要である。

以 上

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官(防災担当)付

災害予防担当参事官付補佐 金山 宏一

同主査 小林 誠

TEL : 03-3501-6996(直通) FAX : 03-3581-8933